

スクールバス運行計画

青森県立むつ養護学校

目 次

- I 運行するスクールバスの概要
- II スクールバス運行経路及び停留所、運行時刻表
- III スクールバス添乗者の任務
- IV 児童生徒の送迎等について
- V スクールバス緊急時の対応について
- 付表 1 スクールバス利用方法調べ
- 付表 2 スクールバス運行規程

I 運行するスクールバスの概要

<input type="checkbox"/> 運転手（委託業者職員）		
<input type="checkbox"/> 定員 4 5 名（補助席）		
<input type="checkbox"/> 登校時	名	添乗職員 2 名（介助員・教員）
<input type="checkbox"/> 下校時	(13 : 05) 名	添乗職員 1 名（介助員）
	(15 : 00) 名	添乗職員 1 名（教員）
<input type="checkbox"/> 携帯電話	学校携帯	

II スクールバス運行経路・時刻表

(1) 運行経路及び停留所

ア 登校時

むつ営業所（職員、介助員乗車）～大畑中央公園～薬王堂大畑店～松木屋バス停
 ～小川町2丁目バス停（マエダ本店前）～サンデーむつ中央店前バス停
 ～ハローワーク前～下北名産センター駐車場（大魚）～むつ養護学校

イ 13:15 下校時

むつ養護学校～下北名産センター駐車場（大魚）～サンデーむつ中央店前バス停
 ～ハローワーク前～小川町2丁目バス停（マエダ本店前）～松木屋バス停
 ～むつ営業所（介助員下車）

ウ 15:00 下校及び学校行事等下校時

むつ養護学校～下北名産センター駐車場（大魚）～ハローワーク前
 ～サンデーむつ中央店前バス停～小川町2丁目バス停（マエダ本店前）
 ～松木屋バス停～大畑薬王堂前～大畑中央公園～むつ営業所（職員下車）

(2) 運行時刻表

(登校時)

停留所	(発)
むつ営業所（職員、介助員乗車）	6:50
大畑中央公園	7:20
薬王堂大畑店	7:23
（松木屋）旧田名部駅構内	7:49
小川町2丁目	7:54
サンデーむつ中央店	7:59
ハローワーク前	8:05
下北名産センター（大魚）	8:10
学校（着）	8:25

(下校時)

停留所	昼便	午後便
学校	13:15	15:00
下北名産センター（大魚）（駐車場内）	13:25	15:15
ハローワーク前	13:30	15:20
サンデーむつ中央店前バス停	13:36	15:26
小川町2丁目バス停	13:41	15:31
（松木屋）旧田名部駅構内	13:46	15:36
大畑薬王堂前	※（14:12）	15:55
大畑中央公園	※（14:15）	16:00

※一斉下校時のみ

Ⅲ スクールバス添乗者について

- 1 運行経路及び発車時刻を厳守し、児童生徒の乗降を速やかに行う。
- 2 10分以上の運行遅れがある場合は、学校に連絡する。
- 3 登校時、発車予定時刻を過ぎても欠席等連絡フォームなどで連絡なく児童生徒が停留所にいない場合は、速やかに学校に連絡し、スクールバスを次の停留所に運行させるとともに学校到着後、学級担任に連絡する。
- 4 下校時、保護者等の停留所での立ち合いを要する児童生徒で、出迎えのない場合は、学校に連絡し、児童生徒をそのままスクールバスに乗せ、営業所若しくは学校到着後、確実に応援職員等へ引き継ぐ。
- 5 車内での指導
 - (1) 乗降車に際しては、確実に児童生徒を引き継ぐ。
 - (2) 児童生徒の乗降を確認し、児童生徒の着席とシートベルトの着用を確認する。児童生徒の実態に応じて、荷物管理の補助をする。
 - (3) 運転手に発車の合図を伝える。
 - (4) 窓から手を出したり、物を捨てたりなどの危険な行為の防止に努める。
 - (5) 「おはようございます」「さようなら」「ありがとうございました」等の挨拶を一緒に行う。
 - (6) 児童生徒の乗車の仕方やマナーなどの指導を徹底し、バス内での児童生徒の安全が確保されるように努める。
- 6 バス出発前には、各停留所で人数確認をする。
- 7 非常の際は、速やかに適切な処置をとる。（「スクールバス緊急時の対応について」参照。）
- 8 必要に応じて学級担任が乗車し、児童生徒が安全に乗車できるよう指導にあたる。また、長期に渡って指導が必要な場合は、学級担任とスクールバス担当分掌部員が輪番で補助添乗をして乗車指導を行う。
- 9 スクールバス乗車の際はヘッドギア等、児童生徒が安全に必要なものを身に付けていることを確認してから乗車させる。
- 10 スクールバス乗車中においては、てんかん発作時における座薬挿入は実施しない。また、てんかん発作により受診を要する場合は速やかに保護者に連絡し、保護者に引き渡し、降車させることもある。
- 11 添乗者の割り当ては、各学部教員が輪番で担当するようスクールバス担当分掌部が調整する。
- 12 添乗者の勤務の振替等については別に定める。

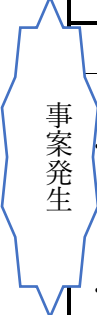


IV 児童生徒の送迎等について

- 1 停留所への送迎は、原則として保護者が責任をもって行うこと。送迎できない場合は、責任ある代理人に依頼すると共に、事前に学校に連絡すること。また、児童・生徒の受け渡しはスクールバス乗降口で確実にを行うこと。
- 2 事前にスクールバスに乗らないことが分かっている場合は、学級担任へ連絡すること。
- 3 欠席等（スクールバスに乗らない等）の連絡があった場合、または出発時刻を過ぎても児童生徒が停留所にいない場合、スクールバスは次の停留所へ向かう。
- 4 出迎え立ち合いが必要な児童・生徒で、出迎えがない場合は、そのまま児童・生徒をスクールバスに乗せてバス営業所（むつ市苫生町）若しくは学校まで戻るので、速やかにバス営業所若しくは学校まで迎えに来ること。
- 5 児童・生徒の持ち物には、氏名を明記すること。
- 6 出発時刻の5分前までに停留所に着いていること。なお、降雪などの道路状況によりスクールバスの運行が大幅に遅れる場合がある。
- 7 前年度末に、学級担任に、次年度の「スクールバス利用方法調べ」を提出すること。
- 8 就学奨励費の「交通届」に記載したバス停での乗車、降車を基本とする。それ以外は、原則として利用できないので、保護者が送迎をすること。
万が一、一つの停留所に利用者が集中した場合、停留所の変更をお願いすることがある。また、年度途中であっても、都合により停留所を変更する場合がある。
- 9 児童生徒の状況によっては、安全確保のために保護者が学校に送迎すること。
- 10 運行が10分以上遅れた場合は、配信メール等（学びポケット等）にて学校から連絡がある。
- 11 児童生徒の送迎が終わり次第、速やかに駐車スペースから移動すること。
- 12 スクールバス乗車中においては、てんかん発作時における座薬挿入は実施しない。また、てんかん発作により受診を要する場合は速やかに保護者に連絡し、保護者に引き渡し、降車させることもある。

V スクールバス運行中における災害・事故発生時の対応

【登下校時の対応】

災害・事故等が発生した場合

	バス添乗教職員	校長・教頭	学級担任	生徒指導部
	↓ 学校へ報告 ・バスの状況 ・児童生徒の乗車状況 ・ケガの有無 ・バスが自走可能かどうか。	→ ○安全確認 ○関係教職員を招集する。	→	→ ○バス利用者名簿・連絡先を準備する。
	バス自走可の場合 	○保護者への連絡を指示	→	○バス利用の保護者へ児童生徒の安全を知らせる。
バス自走不可の場合 	○バス会社の対応を確認するように指示する。 ○保護者への連絡を指示 ○応援職員を派遣する。 （乗り換え場所、乗り継ぎバス停）	→	→ ○バス利用の保護者へ児童生徒の安全を知らせ、乗り継ぎをするか保護者が迎えにバス停に行くか確認する。	→ ○バス会社へ連絡し、代替えバスの時刻、場所を確認する。 ○バス乗り継ぎをする生徒について、必要に応じて付き添う。 ・サンデーむつ中央店（JRバス大湊方面） ○バス乗り換え場所の応援として、バス乗り換え場所に向かう。 ○乗り換えを見届けて学校へ連絡し指示を受ける。

スクールバス利用規程

青森県立むつ養護学校が委託するスクールバスが、安全、円滑に運行できるように、下記のとおり定める。

〈利用対象者〉

通学利用の対象は次の児童生徒とする。

- 1 本校に在籍する小学部、中学部の児童生徒
- 2 本校に在籍する高等部の生徒のうち、居住地、障がいの特性等により、公共交通機関が利用できないと校長が認めた者

〈利用基準〉

利用対象者のうち、スクールバスを利用できる者は、次の各号に該当する児童生徒で、校長が許可したものとする。

- 1 原則として自力または支援により乗降できること
- 2 シートベルトの固定で座位が可能であること（車いすはバスに積載しない。）
- 3 運行を妨げる行為のないこと
- 4 医療行為等が生じない事
- 5 てんかん発作のコントロールが良好であること

〈利用方法〉

- 1 3月上旬（新入生及び転入生に関しては一日入学）に「スクールバス利用調べ」を提出する。
- 2 利用希望者がスクールバスの定員を超過する場合は、小中学部の児童生徒を優先させる。高等部生徒については、校内委員会で検討する。
- 3 学習発表会、卒業式等の学校行事の際には、スクールバスを利用するかどうか別途確認する。

〈運行経路・運行時刻〉

- 1 運行経路（バス停留所）及び運行時刻は、学校日課表及び利用者の安全確保を勘案し、別に定める経路図及び時刻表による。毎年度、運行上必要な見直しを行う。
- 2 経路図に記載されているバス停留所（以下バス停）での乗降とする。利用者のいないバス停については通過する。また、バス停（土地の持ち主等）の事情により年度途中であっても運行経路及びバス停を変更する場合がある。変更が生じた場合は事前に利用者に連絡する。
- 3 曜日ごとにバス停の変更はしない。就学奨励費の「交通届」に記載したバス停での乗車、降車を基本とする。家庭の事情等で、一定期間やむを得ず利用するバス停を変更する場合は2週間前までに「スクールバス利用方法調べ」を再提出する。

〈保護者の役割〉

- 1 保護者は添乗者に児童生徒を引き渡す。（単独通学を許可された生徒は除く）
- 2 欠席、送迎等の連絡は、事前に分かっている場合には早めに学校、学級担任に連絡する。当日の場合は、欠席等連絡フォームで連絡する。
- 3 出発時刻前であっても、児童生徒が揃い次第出発するため、発車時刻5分前までにバス停へ送迎する。交通事情等によっては、到着時刻を過ぎることがある。
- 4 自宅とバス停までの移動は保護者が責任をもって行う。自家用車を駐車する場合は、近隣の迷惑にならないように留意する。（周辺に駐車スペースのないバス停もある。）

〈運行途中の災害・事故等への対応〉

運行途中の災害や事故発生時の対応は、別に定める「むつ養護学校スクールバスの移動中における災害・事故発生時の対応」により対応する。

〈事故防止・その他〉

- 1 バスの乗降時は、児童生徒が転んだり急に走り出したりすることなどが考えられるため、バスが確実に停車するまではバスとの距離を十分に保つようにする。添乗者はバスのステップまでの出迎えとする。
- 2 バスのドライバー（委託業者）は安全のため、運転業務に専念するものとし、保護者からの要件等がある場合は添乗者がやりとりをする。
- 3 児童・生徒がシートベルトを確実に装着したことを確認してから、バスは発車する。
- 4 スクールバス乗車中においては、てんかん発作時における座薬挿入は実施しない。また、てんかん発作により受診を要する場合は速やかに保護者に連絡し、保護者に引き渡し、降車させることもある。
- 5 乗車中、以下のような場合には、運行上の安全を確保するため、生徒指導部、運転手、介助員、学級担任、保護者等関係者で解決策を話し合う。解決策を講じたが改善が見られない場合は、校長、教頭を含む関係者で十分検討をし、保護者による送迎等に変更してもらう場合がある。
 - ア シートベルトを外す。
 - イ 著しい大声や泣き声をあげ、他の児童生徒を情緒不安にさせる。
 - ウ 自傷、他害をする。
 - エ その他、安全な運行に支障をきたすと判断された場合。